事　務　連　絡
令和５年５月２日

保育所等設置者・施設長　様

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第１課長
保育第２課長
幼児教育担当課長
保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当課長

新型コロナウイルス感染症の類型変更に係る保育所等の対応について

日頃から、本市の保育行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが５月８日から５類感染症に見直されることに伴い、こども家庭庁より「保育所における感染症対策ガイドライン」が改訂されたことを踏まえ、本市の保育所等における新型コロナウイルス感染症の取扱い等について次のとおり見直しすることとしましたので、お知らせいたします。また、各施設におかれましては、保護者への周知をお願いいたします。

１　令和５年５月８日（月）以降の新型コロナウイルス感染症陽性が判明した場合の登園停止期間について

新型コロナウイルス感染症による保育所等の在園児が陽性者となった場合の登園停止期間については、「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで」とします。

＜登園停止期間の例　４日目までに症状軽快したケース、症状軽快が５日目となったケース＞

０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目
発症当日	発熱や呼吸器症状等			症状軽快	症状軽快後１日目	登園可能	
発症当日	発熱や呼吸器症状等				症状軽快	症状軽快後１日目	登園可能

※無症状の感染者場合は、「検体採取日を０日目として、５日を経過するまで」とします。

※施設職員については上記取扱いを参考とし、勤務先の取扱いに従ってください。

２　令和５年５月８日（月）以降の濃厚接触者等の取扱いについて

令和５年５月８日以降は、新型コロナウイルス感染症により濃厚接触者として特定されることはありません。在園児や職員の同居家族が新型コロナウイルス感染症にかかった（検査中を含む）としても、本人に発熱等の症状がみられない場合は登園（出勤）可能です。

３　保育所等における感染拡大防止の取組み、及び臨時休園等への対応について

新型コロナウイルス感染症の５類への分類変更後についても、「保育所における感染症対策ガイドライン」等を参考に、引き続き感染防止対策を講じるようお願いいたします。

また、在園児や職員に陽性者が判明しても、原則、臨時休園は行わず、職員体制の確保に努めながら継続開所をお願いいたします。ただし、職員が複数陽性になる等、保育の提供が困難と想定される場合には、事前に施設が市と協議の上、休園等の判断を行います。なお、できる限りすみやかに再開できるよう、職員体制確保について調整を図るとともに、保護者への状況説明の連絡をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染防止対策のための市からの要請による臨時休園は行わなくなることから、臨時休園に関する報道発表は行いませんので、保護者等から休園に係る証明等を求められた場合は休園証明等の発行に御協力をお願いいたします。

４　「新型コロナウイルス感染症に係る連絡票」及び「児童別登園停止リスト」について

陽性者が判明した場合の「新型コロナウイルス感染症に係る連絡票」は令和５年５月７日までに陽性が判明した分をもって終了となります。（５月８日以降判明した場合は必要ありません。）また、令和５年３月分の提出をもって終了となった、保育料減額対象児童を把握するための「児童別登園停止リスト」について、３月分以前のもので未提出分がないか今一度、確認をお願いします。

（保育料の新型コロナウイルス感染症に係る減免措置は、国の方針により令和５年４月以降廃止となりました。新型コロナウイルス感染症による登園停止や、臨時休園等でも保育料の還付はありません。）

５　その他

・ 開庁時間外（平日時間外・土・日・祝日）の緊急連絡先については当面の間継続します。
（保育所等の運営に支障があると判断される場合等、開庁時間外の緊急連絡が必要な場合は緊急用携帯へ御連絡ください。）
・ 感染防止対策や基礎疾患のある児童等への配慮の観点から、新型コロナウイルスを含む感染症の発生状況について、必要に応じた保護者への情報提供をお願いします。

【問合せ先】

（新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた保育所運営についての相談）

川崎区保育・子育て総合支援センター	電話　０４４－２０１－３３１８
幸区保育総合支援担当	電話　０４４－５５６－６６７２
中原区保育・子育て総合支援センター	電話　０４４－７４４－３２８７
高津区保育総合支援担当	電話　０４４－８６１－３３４０
宮前区保育総合支援担当	電話　０４４－８５６－３２７１
多摩区保育総合支援担当	電話　０４４－９３５－３２４０
麻生区保育総合支援担当	電話　０４４－９６５－５２２６

（認可保育所に関すること）
川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第１課
電話　０４４－２００－２６６２

（地域型保育事業、川崎認定保育園、その他認可外保育施設に関すること）
川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第２課
電話　０４４－２００－３１２８

（公立保育所に関すること）
川崎市こども未来局保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当
電話　０４４－２００－２６６０

（認定こども園[保育所部分及び一時保育事業]に関すること）
川崎市こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当
電話　０４４－２００－３１７９